

議案第 215 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 54 条第 4 項の規定による冷川土地改良事業共同施行についての換地処分公告があった日の翌日から本市内の字の区域を次のとおり変更する。

平成 28 年 9 月 8 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

大字宮加三字冷川に編入する区域

大字増字奥山田 391 番 2、392 番 1、392 番 4、393 番 1 から 393 番 3 まで及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地、公有地の全部、大字宮加三字小沢 1033 番 2 の一部、1033 番 3 から 1033 番 8 まで、1043 番 1 から 1043 番 4 まで、1053 番、1054 番 1、1054 番 2、1054 番 3 の 1、1054 番 3 の 2、1054 番 4、1054 番 5、1055 番 1 から 1055 番 3 まで、1111 番 8、1111 番 9、1112 番 7 から 1112 番 9 まで

上記地番は、平成 28 年 6 月 6 日現在の登記簿による。